

国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の
提出を求める陳情

陳情の趣旨

貴議会より国に対して「学童保育支援員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」
を提出して下さい。

陳情の理由

2015年より「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。学童保育（放課後
児童クラブ）には、「放課後児童支援員」という資格をもつ者の複数配置が児童福祉
法で「従うべき基準」として定められ、その内容が厚生労働省令で示されました。学童
保育支援員の処遇改善のための予算措置もおこなわれています。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に学童保育指導員、特に資格
者（放課後児童支援員）の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、従
うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出されています。仮に、従う
べき基準が緩和され、現在より低い配置基準になってしまいますと、子どもの命と安
全を守ることができなくなります。また、「遊びや活動を制限せざるを得ない」等、学童
保育での生活が保障されなくなります。

子どもたちに「生活の場」を保障するためにいま必要なことは、学童保育支援員の
質の確保と処遇改善を講じることが不可欠です。

つきましては、貴議会において国へ「学童保育支援員の資格と配置基準の堅持を
求める意見書」を提出して下さるよう陳情いたします。

平成31年2月14日

逗子市学童保育連絡協議会
会長 林 真哉
逗子市池子 3-8-B501

逗子市議会議長 様

